

離婚届(裁判上の離婚)

届出期間	調停・和解成立、審判確定、判決確定の日から10日以内
届出人	申立人または訴えを提起した人(期間内に届出されないときは相手方からの届出もできます) ※署名欄に押印いただく印鑑は、朱肉を使う印鑑をお願いします。
届出場所	・夫婦の本籍地 ・届出人の所在地 ・一時滞在地 いずれかの市町村役場
必要なもの	・離婚届書(届出人が署名・押印。証人は不要です。) ・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)1通(届出地に本籍のない方) ・届出人の印鑑(朱肉を使用するもの) ・調停調書、審判書、和解調書、または判決書の謄本及び確定証明書 ・国民健康保険証(加入者のみ) 国民年金手帳(加入者のみ)
注意すること	・婚姻のときに氏を改めた方は、離婚により婚姻前の氏に復することになります。 その際に、婚姻前の戸籍に戻るか、自分の新しい戸籍を作るかを選ぶことができます。 ・離婚により婚姻前の氏に復した方は、離婚の日から3か月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届」を届出することにより、婚姻中に称していた氏を続けて使用することができます。(離婚届と同時に届出することもできます。)この場合は、自分の新しい戸籍を作ることになります。 ・未成年の子がいる場合は、父母のどちらが親権者になるかを決めて届書に記載してください。また欄外に面会交流・養育費の分担に関する欄がありますのでチェックしてください。 ・親権者を定めると戸籍には子の身分事項欄に親権者の記載のみがされます。 親権者が除籍となった方は、子と戸籍が別の状態になりますので、同じ戸籍への入籍を希望される場合は、住所地管轄の家庭裁判所の許可を得て、入籍届をしてください。